

全国交流集会プログラム(オンライン会議)

2022年3月6日 (10:00～12:30)

いわき市文化センター

司会 柳町秀一さん (原住連事務局長)

○開会 (10:30～)

○開会あいさつ

*野木茂雄さん (現地実行委員会副委員長、福島県労連事務局長)

○来賓あいさつ

*「原発をなくす全国連絡会」の川村好伸さん (全労連副議長) *
「日本共産党福島県議団」の吉田英策さん

○記念講演 (10:30～)

*『福島第1原発事故から11年の現地からの報告』

原発問題住民運動全国連絡センター代表委員の伊東達也さん

○各地からの報告 (11:30～ 1人5分)

*新 潟：立石雅昭さん (前新潟県技術委員会委員)

*福 井：林 広員さん (原発問題住民運動福井県連絡会)

*北海道：堀 一さん (原発問題全道連絡会)

*青 森：谷崎嘉治さん (核燃料サイクル施設立地反対連絡会議)

○「福島からのアピール」提案と採択 (11:55～)

*提案—阿部節子さん (新婦人いわき支部事務局長)

○閉会あいさつ (12:05～)

*持田繁義さん (原住連筆頭代表委員)

○閉会 (～12:15)

(以上)

原発事故から11年 福島からの報告

伊東達也

(全国連絡センター代表委員)

初めに

7ページ以下に資料を添付

1. 福島原発過酷事故は起こるべくして起きた

事故発生までに長い国と東電との闘いの歴史があった。その歴史をざっと振り返る。

1953年 核兵器を戦争で使った米政府が「平和のための原子力」を（アイゼンハワー大統領が国連で）訴える。

1954年 中曽根康弘（改進黨）など保守3党が原子力予算案を提出、翌日可決。

1955年 日米原子力協定仮協定。

*核兵器と原発の技術自体には区別がなく、原発の核燃料として天然ウランを各国から購入するが、そのウランの濃縮を米国に依存し、米国の核戦略を補完する役割を担うことに。

この年、東電が原子力発電課を設置。

1956年 原子力委員会が発足し（正力松太郎委員長）、最初の「原子力研究、開発及び利用に関する長期計画」（通称、原子力利用長期計画）を策定。原子力産業会議が設立された。

1960年 福島県が原子力産業会議に加盟し、原発立地調査をして大熊町と双葉町を最適とした。翌年、両町議会が東京電力の原発誘致を決議。

1961年 原子力賠償法が成立。

*国は、事故被害額の算定を委託した原子力産業会議から最大3兆7300億円（1960年の国の一般会計予算1兆5696億円の2.3倍）との報告を受け取っていた。このことを隠して1事業所当たり損害賠償額わずか60億円でスタートした。（この事実が明らかになったのは38年後の1999年4月9日の赤旗新聞の報道だった）

1966年 東電福島第一原発の設置許可申請書を提出。

*1960年発生の子津波の3.1mを最大津波として非常用発電機と電源盤を敷地高さ4mに設置したが子津波への対策とはなりえないものであった。また、米国GE社と一括（ターンキー）方式で契約。キーを回せば稼働できること、引き渡し後の事故責任はGE社にないことなどを認めるものであった。

*この年、科学技術庁が放射能のバックグラウンド調査でデータ捏造が発覚。

1968年 知事が檜葉町と富岡町の両町にわたって第二原発の立地計画を、また、東北電力が浪江原発計画を発表。*富岡町毛萱地区が反対陳情書を提出

1971年3月26日 東電福島第一原発の第一号機が発電を開始（8年後の79年には6号機が運転開始）。

1972年 「公害から檜葉町を守る町民の会」（130名）結成。東北電力が原発立地計画を発表した浪江町で原発反対町内デモ（210名）、「浜通り原発・火発反対連絡会」が発足。

1973年 原子力委員会主催による第二原発設置をめぐる公聴会（福島市）開催

*27名が賛成意見を述べたが特徴は、①安全性については誰もが不安を持っていた、②地域開発では切実な要求と期待（幻想）が、しかし原発だけでは地域にプラスしないという認識は共通していた、③エネルギー問題が「実は反対だが、賛成せざるを得ない」と考える転換点となっている、④全ての意見は「条件付き」とみてよい（「原発公聴会の民主化を要求する会」のまとめより）

なお、婦人会の代表者が高校野球全国大会で広島商業がフクシマ代表の地元の双葉高校を破り、全国制覇を成し遂げたのだから「原爆放射能は恐れるに足らず」と主張して失笑をかった。

1976年 第二原発設置許可取り消しを求めて提訴（404名）。

*1990年仙台高裁判決で、「本判決は基本設計のみを対象として安全であるというに過ぎない。現実に建設され運転されている原発が安全性を有するか否かは別問題である。反対ばかりしていないで落ち着いて考える必要がある」などというひどいものであった。

1979年 米国スリーマイル島原発で世界最初の過酷事故発生。

*カーター大統領が設置した事故調査委員会が（委員長ケメニーの名を取って）ケメニー報告書で原発の危険性を直視すること、過酷事故は起こりえないとする態度を根本的に変更することなどを求めた。

1982年 第2原発1号機運転開始（5年後の1987年には4号機運転開始）。

1986年 ソ連チェルノブイリ原発で世界2度目の過酷事故発生。

1987年 第二原発4号機運転開始（これで第一・第二合わせて10基体制となる）

この年12月、「原発問題住民運動全国連絡センター」結成。

*運動論は原発の危険に反対するであり、原発に対する一般的是非の意見の違い、思想信条の違いを超えて共同できる運動である。

1989年 第二原発3号機原子炉再循環ポンプ損傷大事故発生

* 東電はこの大事故発生を1か月間隠蔽したことや、事故発生を知らずながら定期検
日まで運転を続けたことも明らかになり福島県民の怒りが爆発した。

1991年 双葉町議会が突如7・8号機の増設を求める決議。

* これをきっかけに双葉町の財政が深刻な状態になっていることが知られるようになる。
この年、第一1号機で非常電源が水没、2か月間運転停止（3.11後、吉田
吉郎所長が「福島原発で発生した最大の事故」と表現）

1992年 原子力安全委員会が日本では過酷事故は起こりえないとの決定文書を出す
（資料NO.1、NO.2）

1995年 阪神・淡路大震災発生を受けて国は「地震調査研究推進本部」を設置。

* 7年後の2002年に今回の事故にかかわる重大な発表をすることになる。

1997年 東電が130億円かけて建設したjヴィレッジ（サッカー練習場）を福島県に
無償で引き渡し。

* 130億円は第一原発2基と広野火力発電2基の増設費用の1%に当たるものと発表さ
れたが、電気料金に上乗せして回収された）

1999年 東海村JCO東海事業所で臨界事故発生（茨城県民がいわき市の保健所に検
査を求めて混乱）。

2001年 東電が新規電源開発の凍結を発表、立地町混乱のち取り消し。佐藤栄佐久
知事が画期的「福島県エネルギー政策検討委員会」を設置。

* 自治体としては画期的なものであり、後の「知事抹殺」（本人著書名）につながる。

2002年 政府の地震調査研究推進本部が『三陸沖から房総沖にかけての地震の長期
評価』—福島沖を含む日本海溝沿いでM8級の地震が起こる可能性がある
—を発表。

この年、東電が16年間にわたり29件の事故隠しや虚偽報告していたこ
とを発表。福島県民の怒りが爆発。東電4役が辞任。

2005年 「原発の安全性を求める福島連絡会」が東電勝俣恒久社長に「チリ津波級の
引き潮、高潮に堪えられない東電福島原発の抜本的対策を求める申し入れ」
（資料NO.3）。この時期から住民運動は福島原発の過酷事故発生の危険性
を明確に認識するようになった。

2007年 新潟県中越沖地震発生、柏崎刈羽原発が全ての固有振動域で耐震基準を超
えて被災、再び本社に出向き福島原発の総点検を社長あてに申し入れ。

2010年11月22日 原住連が政府省庁・電事連などに申し入れ（資料NO.4）。

2. 10年余経った福島を抱える問題・課題は

1) 10年後も住民登録を異動していない人で戻らない人が5万3千人、3.11比では8万3千人(資料NO.5)⇒県内外に長期避難している人びとへの生活支援等が求められている

2) 政府の「福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想」(新しい産業による新しいまちづくり)で本当の復興となるのか

この中心は5千人規模の新しい都市を事業費21年～25年度に約1兆6千億円でつくる構想であるが、この地を営々と築いてきた農業・林業・漁業の回復・復興には重点が置かれていないことや、「結」に象徴される日常生活や郷土色豊かな文化、芸能などの回復には関知しない計画となっている。限りなく「惨事便乗型」の大規模プロジェクトと言える。

「人の復興」が大切で、鈴木浩福島大学名誉教授(福島県復興ビジョン検討委員会座長)が指摘し続けている「生活の質」「コミュニティの質」「環境の質」の確保が極めて重要である。

3) 廃炉終了30～40年はあり得ない⇒国と東電は説明責任を果たすべき

① デブリ取り出しは極めて困難

すでに11年が過ぎ、あと20年～30年以内に3基推定880トンを取り出すことは極めて困難となっている。もし約束の期間内に出すことが出来たととしても、その処理・処分の見通しは立っていない。2019年廃炉ロードマップ改訂5版には「容器に収納の上、第一原発敷地内の保管設備に移送し、乾式にて保管」とされているが、その後の移送先も、処分場の記述もない。敷地に置いたままで廃炉は終了と言えるのか。

② 使用済み燃料の処理処分も困難

2号機の取り出しは当初計画から7年～10年遅れ、1号機は10年～11年も遅れている。すべて取り出せば燃料プールは満杯になり、「乾式保管設備」を増設することになるが、その後についてロードマップは何も書いていない。処分方法の見通しが立っていないのである。このまま敷地に置かれる可能性は高い。

③ 途方もない量の「低レベル放射性物質」の処理・処分の見通しもない

低レベル放射性廃棄物総量は約780万トンとされているが、第二原発5万2千トンの150倍となる。特に制御棒など低レベルと呼ばれているなかでも比較的高い放射性廃棄物であるL(レベル)1とされる量は約28万トンとされている(日本原子力学会が2020年7月28日発表、福島第一原発廃炉検討委員会の「中間報告」による)

この28万トンのL1廃棄物の処分は原子力規制委員会の基本方針では(2016年8月決定)、70メートルより深い地中に埋め、電力会社が300～400年間管理、その後国

が引き継ぎ、10万年隔離するとされている。どこに埋めるのか見通しはない。

なお、スリーマイル島原発ではデブリ取り出し前にペンシルベニア州から2千キロ西北のアイダボ州にあるエネルギー省の施設に移送することを決めてから取り出しを始めている。また、事故から42年後の今でも解体せず「暫定保管」を継続している。

チェルノブイリ原発ではデブリを石棺で覆い、100年を視野に入れた解体が考えられている。事故から11年経た現在、廃炉をめぐる実態を県民、国民に対して分かりやすく説明し、少なくとも被害を受けた県民との意見交換の場を持つべきである。

4) 喫緊の課題—産業の中でも最も打撃を受けている沿岸漁業、そこに30年間にわたるアルプス処理水放出⇒代替案がある

福島の農業産出額は事故前の90.7%、林業産出額83.1%、観光客入込数98.5%と比較して漁業算出額は53.2%、中でも沿岸水揚げ額は15.5%と低く諸産業の中でも最も打撃が大きい。

そこに政府はアルプス処理水を今後30年間にわたり海洋投棄をすると準備を強行している。この問題にはしっかりした代替案がある。専門家による「福島原発地質・地下水問題団体研究グループ」は、最終的に地下水を遮断する抜本的な解決案を示している。

それは、敷地全体を取り巻く道路を利用してコンクリート製の広域遮水壁（厚さ90cm、延長約3.7km、深さ35～50m）を設置すると同時に、地滑り地で有効な役割を果たしている集水井を設置すれば、汚染水を止めることが出来、その費用も完全に止められなかった凍土壁の320億円の半分程度と発表している。

廃炉をめぐるのは以上のように問題山積であるが、国も東電も広く県民国民に分かりやすく説明もしていない。国と東電は説明責任を果たすべきである。

3. 全国各地で30以上の集団訴訟が取り組まれ、最高裁の判決に近い

事故後、刑事裁判・民事裁判が行われている。民事裁判の集団訴訟では、国と東電の事故責任を認めさせることと、被害に実態に見合った賠償を求めて取り組まれている。これまでの判決では地裁で国の責任をめぐるのは9勝9敗、高裁では3勝1敗となっている。賠償をめぐるのは全ての判決が国が定めた賠償基準である「中間指針」を超えるものであるが、強制避難者に対する「ふるさと喪失被害」を認めさせることと、避難指示区域外被害者への「見舞金程度」の極めて低いものとなっていることの克服などをめぐって、厳しい戦いが続いている。

こうした中、今年中には最高裁の5判決が出ることが予想されており、勝利判決を勝ち取ることになれば、全ての被害者の救済を求める政策形成運動がますます大切に

なっている。

4. 2022年、原発をなくすせめぎあいにとって大切な年

年明け早々、原発推進の二つのニュースがあった。一つは、欧州連合（EU）が温暖化対策の一つとして原発を活用する方針を示したとの報道。

原発が「環境に有害」であることは、例え大地震、津波、火山がない欧州であっても変わるものはない。日本列島は、太平洋プレート・北米プレート・フィリピン海プレート・ユーラシアプレートの4つのプレートが互いに運動し合う場所にあり、世界でも有数の地震・津波・火山大国である。

二つには、財界首脳が念頭に当たり岸田首相の「新しい資本主義」にあやかり、轡を並べて原発推進を強調したこと。十倉雅和経団連会長「原発の選択肢を排除することはあり得ない」、桜田建悟経済同友会代表幹事「原子力の問題が解決していない。真正面から現実を直視しながら取り組んでいかないといけない」、三村明夫日本商工会会頭「欧州がクリーンエネルギーに指定しようとしている原子力を明確にしなければならぬ」、日本鉄鋼連盟の橋本英二会長「経済性・安定供給・環境適合のいずれも優れた電源である原子力発電については、安全性の確保を大前提に最大限活用することが不可欠」、日本電気工業東原昭会長「原子力の再稼働が重要である一方、『小型モジュール炉』も次世代電源として期待される」。「日本原子力産業協会新井史郎理事長「既存プラント再稼働の早期実現を含む既存炉の最大限の活用、将来の新增設リプレイスに向かって取り組んでいく」など。

原発再稼働に反対する声を一層大きくする年にしたい。

最後に

福島原発事故の発生によって、核兵器と同様原発も人類と共存できないことを明らかにした。強制避難地の檜葉町にヒロシマ・ナガサキ・ビキニ・フクシマを結ぶ「非核の火」が、多くの賛同のもと灯されたのもその表れの一つである。

取り返しのつかない被害を受けてからではあるが放射能とは何か、どうしたら被ばくを軽減できるのか、なぜ事故は起きたのか、復興はどうあるべきかなどを学ぶ学習会が数えきれないほど開かれた。それは明治初めの自由民権運動、アジア太平洋戦争の敗戦後の憲法学習に並び称される福島県民の3回目の草の根学習とも言われた。それが再び事故を繰り返してはならないと第二原発の廃炉を求める草の根の県民運動として取り組まれ、ついに原発ゼロの福島が実現した。

「みんなで行動を起せば、何かは成せる」、次代を背負う人々に伝えたい。

(参考)

平成4年5月28日付け原子力安全委員会決定文(平成9年10月20日一部改正)

発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント 対策としてのアクシデントマネージメントについて

当委員会は、原子炉安全基準専門部会に昭和62年7月、共通問題懇談会を設け、シビアアクシデントの考え方、確率論的安全評価手法、シビアアクシデントに対する格納容器の機能等について検討してきた。その後、平成2年2月19日、同懇談会からシビアアクシデントに関する知見及びそれまでに得られていた確率論的安全評価の一部について「原子炉安全基準専門部会共通問題懇談会中間報告書」を受けた。

さらに当委員会は、平成4年3月5日、同懇談会から「シビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントに関する検討報告書—格納容器対策を中心として—」(以下、「報告書」という。)を受けた。これは、近年、シビアアクシデントへの拡大防止対策及びシビアアクシデントに至った場合の影響緩和対策(以下、「アクシデントマネージメント」という。)が発電用軽水型原子炉施設(以下、「原子炉施設」という。)の安全性の一層の向上を図る上で重要であると認識されていること、また、アクシデントマネージメントの一部として海外諸国において格納容器対策が採択され始めていることを踏まえ、我が国が採るべき考え方について検討を行ったものである。

当委員会は、報告書の内容を検討した結果、報告書が述べるアクシデントマネージメントの役割と位置付け及び格納容器対策に関する技術的検討結果についてはこれを妥当なものであると考える。また、アクシデントマネージメントの整備を一層促進するための同懇談会の提案は、我が国の原子炉施設の安全性の一層の向上に資するものであり意義深いものと認識する。

当委員会としては、同懇談会の提案を踏まえ、下記の方針で対応を行うこととする。また、原子炉設置者及び行政庁においても、同方針に沿って一層の努力をされるよう要望する。

記

1. 我が国の原子炉施設の安全性は、現行の安全規制の下に、設計、建設、運転の各段階において、①異常の発生防止、②異常の拡大防止と事故への発展の防止、及び

発電用軽水型原子炉施設におけるシ
としてのアクシデントマネージメントについて

③放射性物質の異常な放出の防止、といういわゆる多重防護の思想に基づき厳格な安全確保対策を行うことによって十分確保されている。これらの諸対策によってシビアアクシデントは工学的には現実には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものとなっており、原子炉施設のリスクは十分低くなっていると判断される。

アクシデントマネージメントの整備はこの低いリスクを一層低減するものとして位置付けられる。

したがって、当委員会は、原子炉設置者において効果的なアクシデントマネージメントを自主的に整備し、万一の場合にこれを的確に実施できるようにすることは強く奨励されるべきであると考える。

2. 原子炉設置者においては、原子炉施設の安全性の一層の向上を図るため、報告書が示す提案の具体的事項を参考としてアクシデントマネージメントの整備を継続して進めることが必要である。また、行政庁においても、報告書を踏まえ、アクシデントマネージメントの促進、整備等に関する行政庁の役割を明確にするとともに、その具体的な検討を継続して進めることが必要である。
3. 当委員会としては、アクシデントマネージメントに関し、今後必要に応じ、具体的方策及び施策について行政庁から報告を聴取することとする。当面は以下のとおり行うこととする。
 - (1) 今後新しく設置される原子炉施設については、当該原子炉施設の詳細設計の段階以降速やかに、アクシデントマネージメントの実施方針(設備上の具体策、手順書の整備、要員の教育訓練等)について、行政庁から報告を受け、検討することとする。この検討結果を受け、原子炉設置者は、アクシデントマネージメント策を当該原子炉施設の燃料装荷前までに整備することとする。
 - (2) 運転中又は建設中の原子炉施設については、順次、当該原子炉施設のアクシデントマネージメントの実施方針について行政庁から報告を受け、検討することとする。
 - (3) 上記(1)及び(2)の際には、当該原子炉施設に関する確率論的安全評価について行政庁から報告を受け、検討することとする。
4. 関係機関及び原子炉設置者においては、シビアアクシデントに関する研究を今後とも継続して進めることが必要である。さらに、当委員会としては、これらの成果の把握に努めるとともに所要の検討を行っていくこととする。



今年の夏は、電力不足を心配するよりも一
年と多く流れました。原子力発電所の運転
停止による発電量の減少
が原因です。それは、
原子力発電所といつも
の、すでに私達の生活か
ら切り離せないものに
なっていることを意味し
ています。

原子力発電の利点は様々ありますが、大
きく分けると資源問題と環境問題の解決に
役立っているといえます。

原子力発電の利点は様々ありますが、大
きく分けると資源問題と環境問題の解決に
役立っているといえます。

『原子力発電の利点』という本は、原子力発電の利点を詳しく解説しています。原子力発電の利点について詳しく知りたい方は、ぜひ読んでください。

平成十五年度

『原子力を考える日』 事業の開催

平成十五年度(平成十五年三月二十一日(土)～二十三日(日))の『原子力を考える日』事業を開催しました。

『原子力を考える日』事業は、原子力発電の利点と課題について、専門家による講演や、原子力発電の歴史や未来について、学生による発表や、原子力発電の安全について、市民による議論を行いました。

自分で学びたい

浪江 女子

普段に原子力発電を活用していません。全体の
発電量の約三分の一を原子力発電に頼っ
ています。その他にも発電方法は様々です。
火力、水力、地熱、太陽光、風力、潮汐力
などがありますが、発電量からみて、実
際には火力、水力、原子力の三つで日本の
電氣は作られているといえます。

原子力発電は、二酸化炭素を排出しな
いので、地球温暖化防止に大きく貢献する
ことができます。

私達は感情的な指し合いを繰り返して
いる。五十年後の世界について語り合
う必要がある。原子力発電の利点と課題
について、ぜひ読んでください。

私たちのまちと原子力発電所

浪江 女子

原発の安全性を求める福島県連絡会の早川篤雄代表、伊東達也代表委員は5月10日、東京電力の福島第二原発を訪れ、つぎの「申し入れ」を行いました。

「チリ津波級の引き潮、高潮時に耐えられない原発福島原発の抜本的対策を求める申し入れ」

2005年5月10日 原発の安全性を求める福島県連絡会代表 早川篤雄

地震や津波に対する原発の安全審査については、かねてから問題提起をしてきましたが、社団法人土木学会が2002年2月にまとめた「原子力発電所の津波評価技術」に照らし合わせても、福島原発の場合、現状のままではチリ津波級によって発生が想定される引き潮、高潮に対応できないことが、これまでの私たちと東電のやり取りで明らかになりました。チリ津波は1960年のことで、このことは、本来、東電は承知のはずであり、福島第一・第二原発の建設・運転に当たって、当然、対策が措置されているべきものです。ところが、福島原発の各原発は、これらの欠陥を放置したままに、建設・運転されていたことになり、きわめて重大な事態と言わねばなりません。

(1) チリ津波級の引き潮のとき、第一原発の全機で、炉内の崩壊熱を除去するための機器冷却用海水設備が機能しないこと、及び冷却材喪失事故用施設の多くが機能しないことが判明しました。
私たちはこの点を重視し、県民の安全・安心を確保する立場から、早急な改善を三度にわたって求めてきました。

しかし、「原子炉圧力抑制室などに貯水しているので、津波で海水が取水できなくても大丈夫」といい続け、まじめに改善策を検討する態度はみられません。原子炉圧力抑制室などの貯水を使うということは、原子炉の冷却材喪失事故状態（最悪の場合空焚きから苛酷事故に至る）そのものになっていることを意味しています。

これまで住民運動の苛酷事故未然防止の要求を受けて、浜岡原発1号・2号機では3号機増設時に海水を別途取水するバイパス管（岩盤中に連続トンネル）を取り付け、女川原発の1～3号機では、取水口のある湾内を十メートル掘り下げて、機器冷却用水確保の対策を実施しています。東電はこうした例にも謙虚に学び、早急に抜本的な対策をとるよう、強く求めるものです。

(2) 高潮のときに、第二原発の44台の海水ポンプが水没することも判明しています。
想定される最大の高潮のときに、第一原発6号機の海水ポンプ14台が20メートル水没し、第二原発は1号機と2号機（各々11台ずつの22台の海水ポンプ）が90メートル水没し、3号機と4号機（同じく22台）が、100メートル水没することになります。そこで東電は第一原発の6号機については土木学会が発表した直後の定期検査にあわせて密かに20メートルのかさ上げ工事をしました。

しかし、第二原発の海水ポンプは「水密性を有する建物内に設置されているので安全性に問題はない」として、今日まで何の手も打っていません。

これに対し私たちは再三、海水ポンプ建屋を見せてもらいたいと申し入れをしましたが、テロ対策上見せられないという態度をとり続けています。

これは、テロ対策を理由にした「愚乗り」としか言いようがないものであり、黙過することのできないことです。

2002年に発覚したあまりにもひどい事故隠し、改ざん事件を経て、二度とこうしたことを繰り返さない、今後は包み隠さず情報公開に努めると県民に約束したのは、いったいなんだったのかといわざるを得ません。わたしたちは強く抗議し、また、海水ポンプ建屋を公開するとともに、抜本的な対策をとるよう求めるものです。

(3) 津波が運ぶ土砂への対策を立てるよう求めます。
スマトラ島沖地震で発生した高潮は、地形を変えてしまうほどの大量の土砂を海岸線に運びました。福島原発の取水口や排水口が土砂で塞がれる危険性もあります。対策をとるよう求めます。

(4) 福島第一・第二原発の各号機の安全審査において、チリ津波について、どのように取り扱われたのか、それぞれ明らかにするよう求めます。

10.11.22

電気事業連合会会長	清水正孝	殿
原子力委員会委員長	近藤駿介	殿
原子力安全委員会委員長	斑目春樹	殿
原子力安全・保安院長	寺坂信昭	殿

申し入れ書

原発問題住民運動全国連絡センター
筆頭代表委員・伊東達也
東京都千代田区三崎町 2-11-13 MMビルII 402
電話 03-5215-0577 FAX 03-5215-0578

私たちは「原発の危険に反対する」住民運動団体です。

米TMI原発事故（1979年）についての大統領特別調査委員会の事故報告書は「原発は十分安全だ」という考えが、いつの間にか信念として根をおろしてしまった。これが今回の事故を防止しえなかった多くの措置がとられなかった原因である。この態度を改め、原子力は本来危険をはらんでいる、と口に出している態度に変えなければならない、と本委員会は確信する」とその教訓を強調しています。この点では、「原発の危険に反対する」という立場は、本来、国と電力会社のみならずとも共有しうるものと考えます。

日本列島における大地震は、阪神淡路大震災をもたらした兵庫県南部地震（1995年）以来、本格的な活動期に入ったとされます。日本の原発など近代構造物はこれから本格的な大地震に見舞われることとなります。「未曾有の国難」と「原発震災」が警告されています。私たちは、日本の原発等が大地震に見舞われた際の備えが十分であるのかどうか、大きな不安を抱えています。

国と電力会社は、原発等の「耐震安全性評価（バックチェック）」に取り組んでいます。耐震設計の基礎となる基準地震動について大幅に引き上げましたが、主要な構造物・機器類は「安全裕度」があるとして、「耐震安全」宣言をしています。つまり、原子炉本体や主要構造物などは従来そのまま使うという宣言です。これで、はたして迫り来る大地震への備えが万全と言えるのでしょうか。

国際原子力機関（IAEA）が米・旧ソ連の苛酷事故（シビアアクシデント）の教訓をまとめた「原子力発電所の基本安全原則」の勧告（1988年）に対して、日本は当初の議論段階から反対してきました。その結果、「アクシデントマネジメント」（①苛酷事故への拡大防止策、②苛酷事故に至った際の影響緩和策）は、国の公的規制の対象とはなっていません。電力会社の「自主的活動」とされています。また、「緊急時対策」（①短期間の射能雲段階、②中・長期の放射能の地上付着段階の内部・外部被曝対策）は、日本の原子力防災対策ではまったく無視されています。国と電力会社は1990年代以降、「日本では苛酷事故は起こりえない」とする新たな「安全神話」宣伝を行い、この国際的な提起については、国民には知らされませんでした。

日本の原発が世界の原発と比べて安全性が高いなどということはありません。実際は逆で、日本の原発は、①技術上—軽水炉の危険、老朽原発の二重の危険に加えて、②経済上—原発システムのリスクをコストに計上しない危険、③地質上—世界有数の地震国立地の危険、④地理上—人口過密地域に近接・集中立地の危険、⑤行政上—国際基準に則った規制機関不在での立地の危険、⑥営業上—電力会社の営利優先の運転の危険など、六重七重の危険を内在しています。活動期に入った大地震に本格的に見舞われた際、これらの危険が一気に顕在化する恐れがあります。「原発震災」が警告される所以です。

私たちは、国と電力会社が、こうした日本の原発が歴史的に背負う根本的欠陥を直視し、「原子力は本来危険をはらんでいる、と口に出している態度」に改め、万全な耐震対策と緊急時計画について緊急に確立することを要求します。

こうした重大な欠陥を放置したままに、既設原発について、「プルサーマル」導入を強行したり、定

4-②

期検査間隔を最大 24 ヶ月まで延長したり、出力増強したり、老朽原発寿命を 60 年に延長したりすることは言語道断といわねばなりません。

また、高速増殖炉「もんじゅ」は運転再開前後からも事故が相次ぎ、立ち往生状況が続いています。さらに、六ヶ所再処理工場は試運転最終段階でも、「糞詰まり」事故、高レベル廃液漏れ事故などが相次ぎ行き詰まっています。当初の開発費の数倍の浪費が行われ、それぞれ 2 兆円をはるかに超えています。国と電力会社は、現実の事故を直視して、核燃料サイクル政策を見直し、これ以上の浪費をやめるべきときです。

以上の立場から次の諸点を申し入れるものです。

(原子力委員会委員長、原子力安全委員会委員長、原子力安全・保安院長、電気事業連合会長宛の「申し入れ」も、その趣旨をおわかりいただけるように同一の文章となっています。関係ある部分についてご回答ください)

記

1、活動期に入った大地震について

- ① 迫り来る大地震に対する日本の原発等への国民の不安について、みなさんは共有されますか？
- ② 原発等の大地震への備えはどうなっていますか？ それで大丈夫ですか？
- ③ 万全な耐震対策の緊急な確立を要求します

2、苛酷事故（シビアアクシデント）について

- ① 私たちは日本で苛酷事故を未然防止することが最大かつ喫緊の課題と考えていますが、この点の認識を共有されますか？
- ② どんな備えをとっていますか？ それで大丈夫ですか？
- ③ 「アクシデントマネジメント」について、これを国の公的規制の対象とすることを要求します
この点では、特に原子力安全委員会の「当委員会は、原子力施設者において効果的なアクシデントマネージメントを自主的に整備し、万一の場合にこれを的確に実施できるようにすることは強く推奨されるべきである」として、電力会社の「自主的活動」としていることを改めることが不可欠です
- ④ 「日本で苛酷事故は起こりえない」の「安全神話」宣伝を直ちにやめることを要求します
この点では、特にこの「安全神話」の基礎となっている「シビアアクシデントは工学的には現実には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものとなっており、原子炉施設のリスクは十分低くなっていると判断される」との原子力安全委員会決定（1992 年）の根拠について、納得がいくように説明してください
- ⑤ IAEA の「原子力発電所のための基本安全原則」の勧告（1988 年）について、みなさんは、どう取り扱っているのですか？

3、「緊急時計画」について

- ① 日本の防災対策に、世界では早くから実施されている「緊急時計画」の内容を盛り込むことを要求します
例えば、スイスの「緊急時計画」は、① 短期間（数時間～数日）の放射能雲段階（クラウド・フェーズ）— 放出された放射能雲による主としてガンマ線の外部被曝、吸引による内部被曝対策、② 中長期的（数ヶ月～数年間）な放射能の地上付着段階（グランウンド・デポジション・フェーズ）— 希ガス以外のセシウム、ストロンチウムなどの放射性物質が地上に沈着する段階で地表からの外部被曝、汚染された食物・水による内部被曝対策などからなっています
- ② みなさんは、「緊急時計画」をどう取り扱っているのですか？

4、大地震への備えについて

- ① 上記「1」「2」「3」「4」項に対する対策を緊急に確立することが大地震への基本的な備えと考えます。みなさんも、この認識について共有されますか？

避難指示区域等の居住状況(避難12市町村)

福島県企画部調査部

令和4年1月24日
避難地域復興課

(資料 5)

取扱注意

市町村	時点 (直近)	避難指示が解除された区域等 (帰還困難区域を除く)			帰還困難区域等	旧緊急時避難準備区域			合計			H23.11時点の 住民登録状況 (避難指示+旧域)
		居住者数	住民登録数	居住率		居住者数	住民登録数	居住率	居住者数	住民登録数	居住率	
田村市	R3.12.31	207人	244人	84.8%	/	2,814人	2,959人	95.1%	3,021人	3,203人	94.3%	4,497人
南相馬市	R3.12.31	4,360人	7,467人	58.4%	/	40,490人	41,233人	98.2%	44,850人	48,700人	92.1%	61,024人
川俣町	R4.1.1	335人	692人	48.4%	/	/	/	/	335人	692人	48.4%	1,252人
広野町	R3.12.31	/	/	/	/	4,229人	4,700人	90.0%	4,229人	4,700人	90.0%	5,490人
磐梯町	R3.12.31	4,129人	6,648人	62.1%	/	19人	34人	55.9%	4,148人	6,682人	62.1%	8,011人
富岡町	R4.1.1	1,816人	8,772人	20.7%	3,271人	/	/	/	1,816人	12,043人	15.1%	15,961人
川内村	R4.1.1	138人	261人	52.9%	/	1,867人	2,171人	86.0%	2,005人	2,432人	82.4%	3,038人
大熊町	R3.12.31	355人	549人	64.7%	9,611人	/	/	/	355人	10,160人	3.5%	11,505人
双葉町	R4.1.1	0人	229人	0.0%	5,412人	/	/	/	0人	5,641人	0.0%	7,140人
浪江町	R3.12.31	1,788人	13,485人	13.3%	2,739人	/	/	/	1,788人	16,204人	11.0%	21,494人
葛尾村	R4.1.1	448人	1,242人	36.1%	93人	/	/	/	448人	1,335人	33.6%	1,567人
飯館村	R4.1.1	1,476人	4,798人	31.0%	230人	/	/	/	1,476人	4,986人	29.6%	6,509人
合計		15,052人	44,335人	34.0%	21,356人	49,419人	51,097人	96.7%	64,471人	116,788人	55.2%	147,428人

※居住者数は、新規転入者を含む。

※双葉町の避難指示解除準備区域の住民登録数は、帰還困難区域に含む。

※広野町は平成30年9月末より町独自で実施している居住実態調査の結果を反映させている。

<伊東メモ>

上記注にもあるように、居住者には新しく住みよくなった人も含まれていますが、この数を「戻った人」として、「戻っていない」を算出すると以下となります。

- 1) 2022年1月24日時点で 住民登録数 116,788人 - 居住者数 64,471人 = 52,317人が戻っていません。
- 2) 2011年3月11日 当時からは住民登録数 147,428人 - 居住者数 64,471人 = 82,957人が戻っていません。
- 3) なお、福島県には59市町村があり、47市町村の避難指示区域外からの避難者が何人戻っていないのかは発表されていません。
したがって福島県全体で何人戻っていないのかは「不明」です。
- 4) 政府と福島県による「避難者数」は県外と県内合わせて3万数千人ですが、これは復興住宅に入居している人や自営を取得した人が除外されています。